

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業者名	住所
一般財団法人 日本建設情報総合センター	東京都港区赤坂7-10-20

2. 指名停止措置期間

平成25年7月11日 ～ 平成25年9月10日 2ヶ月

3. 指名停止措置の範囲 四国地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者は、四国地方整備局を含む国土交通省の10の機関が共同で発注した「平成24年度 積算システム運用管理業務」において、平成24年8月21日にデータ配信を行う際に、履歴情報の作成・更新（平成24年8月以前に作成した設計書を更新するための命令データの作成）やシステム上で正しく作動するかの動作確認を怠り、データの上書き処理が正しく実施されなかった。そのため、誤ったデータを使用して入札を実施した近畿地方整備局発注の2件の工事において、予定価格が適切に算出されておらず契約解除に至るなど、過失により業務を粗雑にしたと認められるものである。

5. 指名停止措置理由

上記事実は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の別表第1第2号を準用する「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」及び「国土交通省所掌の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当する。

本件については、指名停止2ヵ月とする。

【指名停止措置要領 別表第1】

措置要件	期間
(過失による粗雑工事) 2 当該部局の所属担当官と締結した請負契約に係る工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から 1ヶ月以上6ヶ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

○ 高松市サポート3-33 TEL 087-851-8061 (代)
(定時以降は 087-811-8303)

- 総務部 契約課長 齋藤 忠俊 (内線2511)
- 総務部 経理調達課長 下園 義朗 (内線6311)
- 総務部 契約課長補佐 中村 正文 (内線2512)